暫定任意適用事業・マルチジョブホルダー制度について（議論）

職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料４
令和８年11月10日	

【暫定任意適用事業について】

○ 雇用保険は、労働者が雇用される事業を原則全て適用事業としているが、農林水産業のうち、個人事業で常時５人未満を雇用する事業を暫定任意適用事業としている。

○ こうした暫定任意適用事業について、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）による実態調査やヒアリングにおける関係者の意見等を踏まえ、適用の在り方をどのように考えるか。

【マルチジョブホルダー制度について】

○ 令和４年１月から試行されている、65歳以上を対象としたマルチジョブホルダー制度について、施行後５年を目途として検討を加えることとされていることを踏まえ、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用の在り方等についてどのように考えるか。

その際、現在の制度の施行状況や、令和10年10月に施行予定の雇用保険の適用拡大が控えていることを踏まえて考えるべきではないか。